

令和 7 年 5 月 9 日

(あて先) 鎌倉市長

住所 東京都杉並区阿佐谷南三丁目 35 番 21 号

報告者 氏名 株式会社長谷工ホーム 代表取締役 野村孝一郎

電話 03-6276-9181

〔 法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。 〕

次のとおり報告します。

該 当 条 文

☐ 第 2 5 条 (大規模土地取引行為)
☒ 第 2 6 条 (大規模開発事業)
☐ 第 3 6 条 (中規模開発事業)
☐ 第 4 8 条 (適用除外)
☐ そ の 他 ()

土地所有者

- ・住所：東京都杉並区阿佐谷南三丁目 35 番 21 号
氏名：株式会社長谷工ホーム 代表取締役 野村孝一郎
- ・住所：名古屋市東区泉一丁目 2 3 番 2 2 号
氏名：トヨタホーム株式会社 代表取締役 西村祐
- ・住所：東京都新宿区西新宿三丁目 7 番 1 号
氏名：東京セキスイハイム株式会社 代表取締役 織田潤
- ・氏名：鎌倉市

土地の所在

鎌倉市梶原字外耕地 37 番 5 及び 37 番 6

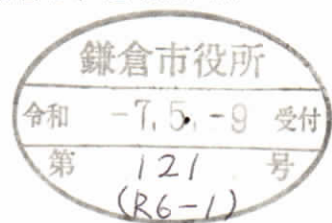
面 積

5843.09 m² (変更前 5843.00 m²)

報 告 内 容

別紙の通り

(注) 必要に応じて、事業区域案内図、公図の写し、土地の全部事項証明書、土地利用方針図、予定建築物の平面図、立面図（建築物の建築以外を目的とする場合は、造成計画断面図）を添付してください。



所在・鎌倉市梶原字外耕地37番5及び37番6

項目	変更前	変更後	変更理由
区域（面積）	5843.00㎡	5843.09㎡	各区画の変更による測量、再求積の結果として測量誤差が生じました
公園（位置）	区域内中央	区域内南西	鎌倉市民からの意見書による要望及び『鎌倉市まちづくり条例に基づく大規模開発事業に対する助言及び指導について』の項目3提供公園の配置についてを踏まえ計画を検討した結果として公園位置の変更しました
公園（面積）	292.25㎡	292.36㎡	公園位置の変更に伴い公園の再求積をして測量誤差が生じました
宅地（区画数）	30区画	31区画	公園位置の変更に伴い区画割を見直しました
宅地（面積）	4156.04㎡	4196.19㎡	公園位置の変更に伴い宅地の再求積をして測量誤差が生じました
道路（面積）	1154.39㎡	1130.67㎡	公園位置の変更に伴い道路の再求積をして測量誤差が生じました
ゴミ置場（面積）	11.90㎡	11.91㎡	公園位置の変更に伴いゴミ置場の位置を変更しました、また、ゴミ置場の再求積をして測量誤差が生じました
調整池（面積）	210.38㎡	211.96㎡	公園位置の変更に伴い調整池の再求積をして測量誤差が生じました
通路	13、14区画の間に設置	廃止	公園位置の変更に伴い通路は廃止としました
盛土量	3524.45㎡	2919.85㎡	公園位置の変更に伴い公園や宅地の高さを変更し計画高さを低くする事で盛土量を少なくしました
開発着手予定年月日	2025年3月1日	2025年10月1日	着手予定時期を手続きの進捗状況に合わせて修正しました
開発完了予定年月日	2025年12月31日	2026年10月1日	完了予定時期を手続きの進捗状況に合わせて修正しました

大規模開発事業基本事項届出書

令和 7年 月 日

(宛先) 鎌倉市長

住所 東京都杉並区阿佐谷南三丁目35番21号
事業者 氏名 株式会社長谷工ホーム 印
代表取締役 野村孝一郎
電話 03-6276-9181
住所 横浜市中区花咲町一丁目18番地
代理人 氏名 株式会社第一測量 太森正樹 印
電話 045-242-5421

〔法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

鎌倉市まちづくり条例第26条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業の目的	一戸建ての住宅用宅地（31区画）									
事業区域の地名地番	鎌倉市 梶原字外耕地37番5及び37番6									
事業区域面積	5843.09 m ² (■ 実測 □ 公簿)									
土地利用規制	区域区分	■ 市街化区域				□ 市街化調整区域				
	宅地造成工事規制区域	□ 区域内				■ 区域外				
	風致地区	□ 第 種風致地区				■ 区域外				
	用途地域	工業地域 (容積率 200 %/建蔽率 60 %)								
	保全対象緑地	□ 区域内 () ■ 区域外								
	その他									
土地利用の方針	中外製薬株式会社鎌倉研究所跡地の敷地の一部において計画する、一戸建ての住宅用宅地（31区画）は、周辺環境に調和した良好な住環境の提供を図るものとする。									
公共公益施設の整備の方針	区域西側市道より幅員6mの開発道路をコの字型線形で新設整備し、また区域南西に提供公園5%以上（292.36m ² ）の整備を行い、市に帰属するものとする。									
環境及び景観の保全の方針	事業区域に新設する公園をはじめ、宅地内に緑化を行い、景観の形成を図るものとする。公園の位置は住民要望により区域中央から南西に移動した。									
土地利用	宅地	農地	山林	公共公益施設					その他	
				道路	公園	緑地	水路	その他		
現況	m ²	5643.20			199.89					
計画	m ²	4196.19			1130.67	292.36			ゴミ置場11.91	211.96
事業目的概要	区画数 31				区画面積 平均 135.36 m ²					
	建築面積	延べ面積	棟数	階数	高さ	戸数				
	m ²	m ²			m					
切土	31.90	m ³	盛土	2919.85	m ³	都市計画施設 なし				

(注) 裏面に記載した図書を添付してください。

大規模開発事業基本事項届出書

令和 6年 5月 10日

(宛先) 鎌倉市長

住所 東京都杉並区阿佐谷南三丁目35番21号

事業者 氏名 株式会社長谷工ホーム 印
代表取締役 野村孝一郎

電話 03-6276-9181

住所 横浜市中区花咲町一丁目18番地

代理人 氏名 株式会社第一測量 大森正樹 印

電話 045-242-5421

(法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。)

鎌倉市まちづくり条例第26条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業の目的	一戸建ての住宅用地 (30区画)								
事業区域の地名地番	鎌倉市 梶原字外耕地37番5及び37番6								
事業区域面積	5843.00 m ² (■ 実測 □ 公簿)								
土地利用規制	区域区分	■ 市街化区域			□ 市街化調整区域				
	宅地造成工事規制区域	□ 区域内			■ 区域外				
	風致地区	□ 第 種風致地区			■ 区域外				
	用途地域	工業地域 (容積率 200 % / 建蔽率 60 %)							
	保全対象緑地	□ 区域内 () ■ 区域外							
	その他								
土地利用の方針	中外製薬株式会社鎌倉研究所跡地の敷地の一部において計画する、一戸建ての住宅用地 (30区画) は、周辺環境に調和した良好な住環境の提供を図るものとする。								
公共公益施設の整備の方針	区域西側市道より幅員6mの開発道路をコの字型線形で新設整備し、また提供公園の整備の方針 5%以上 (292.25m ²) の整備を行い、市に帰属するものとする。								
環境及び景観の保全の方針	事業区域に新設する公園をはじめ、宅地内に緑化を行い、景観の形成を図るものとする								
土地利用	宅地	農地	山林	公共公益施設					その他
				道路	公園	緑地	水路	その他	
	現況 m ²	5643.20 5643.11			199.89				
計画	m ²	4196.19 4156.04			1130.67 1154.39	292.36 292.25		11.91 ゴミ置場11.90	211.96 228.42
		31					135.36		
事業目的概要	区画数	30			区画面積	平均 138.53 m ²			
	建築面積	延べ面積	棟数	階数	高さ	戸数			
	m ²	m ²			m				
切土	31.90 m ³	盛土	2919.85 3524.45 m ³		都市計画施設 なし				

(注) 裏面に記載した図書を添付してください。

事業計画概要書

事業の目的		一戸建ての住宅用宅地 (31区画)
事業区域の地名地番		鎌倉市梶原字外耕地37番5及び37番6
事業区域の土地に対する 権原取得等の状況		令和6年2月29日 所有権取得済み
事業区域内に おいて予定さ れている建築 物その他の施 設の概要	建築物等の施設	・一戸建ての住宅用宅地 (31区画) ・防火水槽 (40m ³)、調整池 (211.96m ³)、ゴミ置場3ヶ所 (11.91 m ²)
	造成工事	切土: 31.90 m ³ 、盛土: 2919.85m ³ 、搬入土: 2887.95m ³ 、 処理方法: 切土にて発生した土は場内で処理する、搬入土は良 好な土を他所より搬入する。
	給排水等の施設	給水: 西側道路より延長の上引込予定 汚水排水: 新設本管を設置して西側污水管に接続し放流予定 雨水排水: 調整池を設置して西側雨水管に接道し放流予定
	道路その他の施設	①区域西側市道より幅員6mの開発道路をコの字型線形で新設 整備する ②既存道路の一部を廃止し、新設の開発道路と相互帰属する ③区域南西に提供公園5%以上 (292.36m ²) を整備し、市に帰属 するものとする
安全・防災対策の概要 (工事施行中の対策を含む)		近隣への騒音や粉塵、工事車両による交通事故防止に対して、 防音ネットの設置や定期的な散水や交通誘導員の配置等の配慮 を行う。
開発行為等の着手及び 完了の予定年月日		着手 2025年 10月 1日 完了 2026年 10月 1日
開発行為等が自然環境又は生活環 境に与える影響等に関する事項		従前は中外製薬株式会社の研究所の敷地の一部として利用され ていたが、新たに計画する一戸建ての住宅用宅地の開発では、 鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例や鎌倉市 都市景観条例等に基づき周辺環境に調和する緑化計画を行うこ とで環境に配慮する。
開発行為等が社会的、経済的又 は文化的状況に与える影響等 に関する事項		良好な住宅用地の整備により、ファミリー層の定住施策に寄与 するとともに、固定資産税等の増収により市の財政運営にも寄 与するものである。
市民に対する周知及び意見の聴取 の時期、方法等に関する事項		まちづくり条例の規定に基づき標識の設置や住民説明会を開催 していく。

事業計画概要書

事業の目的		一戸建ての住宅用宅地（ ³¹ 30区画）
事業区域の地名地番		鎌倉市梶原字外耕地37番5及び37番6
事業区域の土地に対する 権原取得等の状況		令和6年2月29日 所有権取得済み
事業区域内に おいて予定さ れている建築 物その他の施 設の概要	建築物等の施設	³¹ ・一戸建ての住宅用宅地（30区画） ^{211.96} ・防火水槽（40m ³ ）、調整池（210.38m ² ）、ゴミ置場3ヶ所（ ^{11.91} 11.90m ² ） ^{2919.85} ^{2887.95}
	造成工事	切土： 31.90 m ³ 、盛土： 3524.45m ³ 、搬入土： 3492.55m ³ 、 処理方法：切土にて発生した土は場内で処理する、搬入土は良 好な土を他所より搬入する。
	給排水等の施設	給水：西側道路より延長の上引込予定 汚水排水：新設本管を設置して西側污水管に接続し放流予定 雨水排水：調整池を設置して西側雨水管に接道し放流予定
	道路その他の施設	①区域西側市道より幅員6mの開発道路をコの字型線形で新設 整備する ②既存道路の一部を廃止し、新設の開発道路と相互帰属する ③提供公園5%以上（ ^{292.36} 292.25m ² ）を整備し、市に帰属するもの とする ④通路についてはフットパスとしての目的で整備し、自主管理 とするものとする
安全・防災対策の概要 （工事施行中の対策を含む）		近隣への騒音や粉塵、工事車両による交通事故防止に対して、 防音ネットの設置や定期的な散水や交通誘導員の配置等の配慮 を行う。
開発行為等の着手及び 完了の予定年月日		着手 ¹⁰ 2025年 3月 1日 ²⁰²⁶ 2026年 10月 1日 完了 2025年 12月 31日
開発行為等が自然環境又は生活環 境に与える影響等に関する事項		従前は中外製薬株式会社の研究所の敷地の一部として利用され ていたが、新たに計画する一戸建ての住宅用宅地の開発では、 鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例や鎌倉市 都市景観条例等に基づき周辺環境に調和する緑化計画を行うこ とで環境に配慮する。
開発行為等が社会的、経済的又 は文化的状況に与える影響等 に関する事項		良好な住宅用地の整備により、ファミリー層の定住施策に寄与 するとともに、固定資産税等の増収により市の財政運営にも寄 与するものである。

土地利用の方針書

(第一面)

事業の目的		一戸建ての住宅用宅地 (31区画)
事業区域の地名地番		鎌倉市梶原字外耕地37番5及び37番6
第3次鎌倉市総合計画との整合	利用区分ごとの利用方針に対処している事項	・当事業区域は鎌倉市都市マスタープランにより産業複合地に位置づけされており、土地利用転換への取り組みとして産業施設と住宅が調和した良好な環境を実現します。また、生活環境向上のための提供公園・道路の一体整備を進め、良好な市街地環境の形成に寄与します。
	リーディングプロジェクトにおける主要な都市整備構想の方針に対処している事項	・土地利用や建築：景観をコントロール、住環境の保全整備について、地域の特徴を考慮し、周辺環境と調和した良好な住環境の整備に努めます。
鎌倉市都市マスタープランとの整合	土地利用の方針に対処している事項	・ファミリー層の定住型住宅を誘致する区画用地の供給を行うことで、良好な住環境の形成を図ります。
	自然環境の保全・回復の方針に対処している事項	・開発事業区域内の土地利用計画について、緑化率の確保、および提供公園を整備し、身近に自然とふれあえる場の創出に努めます。
	都市景観形成の方針に対処している事項	・当事業区域は産業複合地に該当します。地域環境に調和（事業区域内の緑化や提供公園等のオープンスペースの創出）し、新しい都市空間に調和したデザイン形成に努めます。
	循環型のまちづくりの方針に対処している事項	・宅地の緑化に努め、緑化による低炭素化に寄与する様に努めます。

土地利用の方針書

(第一面)

事業の目的		31 一戸建ての住宅用宅地 (30区画)
事業区域の地名地番		鎌倉市梶原字外耕地37番5及び37番6
第3次鎌倉市総合計画との整合	利用区分ごとの利用方針に対処している事項	・当事業区域は鎌倉市都市マスタープランにより産業複合地に位置づけされており、土地利用転換への取り組みとして産業施設と住宅が調和した良好な環境を実現します。また、生活環境向上のための提供公園・道路の一体整備を進め、良好な市街地環境の形成に寄与します。
	リーディングプロジェクトにおける主要な都市整備構想の方針に対処している事項	・土地利用や建築：景観をコントロール、住環境の保全整備について、地域の特徴を考慮し、周辺環境と調和した良好な住環境の整備に努めます。
鎌倉市都市マスタープランとの整合	土地利用の方針に対処している事項	・ファミリー層の定住型住宅を誘致する区画用地の供給を行うことで、良好な住環境の形成を図ります。
	自然環境の保全・回復の方針に対処している事項	・開発事業区域内の土地利用計画について、緑化率の確保、および提供公園を整備し、身近に自然とふれあえる場の創出に努めます。
	都市景観形成の方針に対処している事項	・当事業区域は産業複合地に該当します。地域環境に調和（事業区域内の緑化や提供公園等のオープンスペースの創出）し、新しい都市空間に調和したデザイン形成に努めます。
	循環型のまちづくりの方針に対処している事項	・宅地の緑化に努め、緑化による低炭素化に寄与する様に努めます。

(第二面)

環境に係る調査報告	残土	調査項目	・残土の発生量及び処分の方法	・本件計画において、搬入土を2887.95m ³ を想定していますが、搬出土はありません。
		対応方針	残土の運搬及び処分が生活環境に著しい影響を及ぼさないための措置等	・粉じん対策（散水等）、安全対策（交通誘導員の配置等）に万全を期するとともに、騒音、振動の抑制に努めます。
	騒音	調査項目	・騒音に係る特定建設作業の実施の場所及び期間 ・騒音に係る特定建設作業の種類並びに使用する機械の種類、規模、能力構造、用途、配置及び使用時間 ・騒音に係る特定建設作業騒音の特定	実施する場所：開発区域内 実施する期間：2025年10月～2026年10月予定 特定建設作業の種類：解体・山留・根伐り・杭頭処理・盛土整地 使用時間：8時～18時（予定） 使用する機械：バックホー・ブレーカー・ブルドーザー ・バックホー・ブルドーザーに関しては、騒音の少ない工法や機械の選定により騒音低減に配慮します。工事中の騒音は騒音規制法を遵守し、騒音・作業時間（9時～16時）等に配慮します。
		対応方針	騒音によって生活環境に著しい影響を及ぼさないための措置等	・騒音規制法を遵守し、騒音の少ない工法の選定や騒音の少ない機械の使用、作業時間（9時～16時）の配慮を行います。また、工事内容を近隣に周知し理解が得られるように努めます。
	振動	調査項目	・振動に係る特定建設作業の実施の場所及び期間 ・振動に係る特定建設作業の種類並びに使用する機械の種類、規模、能力構造、用途、配置及び使用時間 ・振動に係る特定建設作業振動の特性	実施する場所：開発区域内 実施する期間：2025年10月～2026年10月予定 特定建設作業の種類：解体・山留・根伐り・杭頭処理 使用時間：9時～17時（予定） 使用する機械：ブレーカー ・工事中の振動は振動規制法を遵守し、作業時間（9時～16時）の配慮を行います。
		対応方針	振動によって生活環境に著しい影響を及ぼさないための措置等	・振動規制法を遵守し、振動の少ない工法の選定や振動の少ない機械の使用、作業時間（9時～16時）の配慮を行います。また、工事内容を近隣に周知し理解が得られるように努めます。

(第二面)

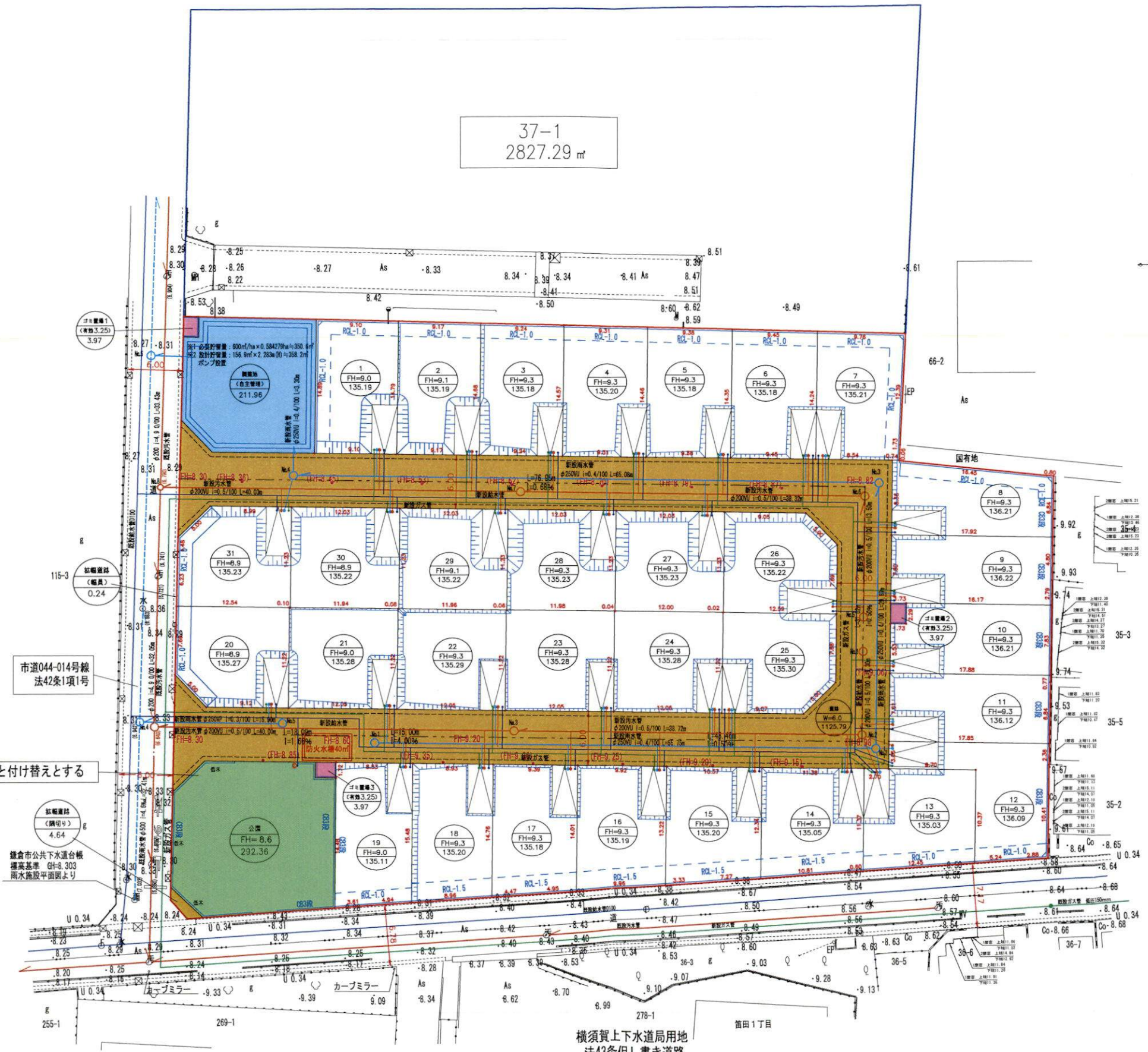
環境に係る調査報告	残土	調査項目	・残土の発生量及び処分の方法	・本件計画において、搬入土を 2887.95 ¹⁰ 3492.55 ²⁰²⁶ m ³ を想定していますが、搬出土はありません。
		対応方針	残土の運搬及び処分が生活環境に著しい影響を及ぼさないための措置等	・粉じん対策（散水等）、安全対策（交通誘導員の配置等）に万全を期するとともに、騒音、振動の抑制に努めます。
	騒音	調査項目	・騒音に係る特定建設作業の実施の場所及び期間 ・騒音に係る特定建設作業の種類並びに使用する機械の種類、規模、能力、構造、用途、配置及び使用時間 ・騒音に係る特定建設作業騒音の特定	実施する場所：開発区域内 実施する期間：2025年3月～2025年12月 ¹⁰ 2026 ¹⁰ 予定 特定建設作業の種類：解体・山留・根伐り・杭頭処理・盛土整地 使用時間：8時～18時（予定） 使用する機械：バックホー・ブレーカー・ブルドーザー ・バックホー・ブルドーザーに関しては、騒音の少ない工法や機械の選定により騒音低減に配慮します。工事中の騒音は騒音規制法を遵守し、騒音・作業時間（9時～16時）等に配慮します。
		対応方針	騒音によって生活環境に著しい影響を及ぼさないための措置等	・騒音規制法を遵守し、騒音の少ない工法の選定や騒音の少ない機械の使用、作業時間（9時～16時）の配慮を行います。また、工事内容を近隣に周知し理解が得られるように努めます。
	振動	調査項目	・振動に係る特定建設作業の実施の場所及び期間 ・振動に係る特定建設作業の種類並びに使用する機械の種類、規模、能力、構造、用途、配置及び使用時間 ・振動に係る特定建設作業振動の特性	実施する場所：開発区域内 実施する期間：2025年3月～2025年8月 ¹⁰ 2026 ¹⁰ 予定 特定建設作業の種類：解体・山留・根伐り・杭頭処理 使用時間：9時～17時（予定） 使用する機械：ブレーカー ・工事中の振動は振動規制法を遵守し、作業時間（9時～16時）の配慮を行います。
		対応方針	振動によって生活環境に著しい影響を及ぼさないための措置等	・振動規制法を遵守し、振動の少ない工法の選定や振動の少ない機械の使用、作業時間（9時～16時）の配慮を行います。また、工事内容を近隣に周知し理解が得られるように努めます。

(第四面)

環境に係る調査報告	植物	対応方針	植物の生育に著しい影響を及ぼさないための措置等	・事業区域内に基準の緑化率以上の緑化をして、新たな緑の創造を図ります。
	生態系	調査項目	・植物に係る生態系を構成する植物、動物その他の要素の状況 ・食物連鎖	・貴重種または重要種の動植物は確認されていません。
		対応方針	植物に係る生態系を適切に維持するための措置等	・事業区域内に基準の緑化率以上の緑化をし、新たな緑の創造を図ります。 ・提供公園（292.36㎡）を整備することにより環境の向上を図ります。
	文化財	調査項目	・文化財の分布の状況 ・文化財の保存の状況	・周知の埋蔵文化財包蔵地の区域外である。
		対応方針	文化財に著しい影響を及ぼさないための措置等	・事前調査は行わないが、文化財が確認された場合は、適切な措置を取る。
景観に係る調査報告	調査項目	・眺望点の位置及び利用の状況 ・景観を構成する要素の状況 ・主要な眺望点からの眺望の範囲 ・主要な景観資源の位置、数、特徴、保存及び活用状況 ・事業の実施に伴い設置される建築物及び工作物の位置、規模、形態、色彩及び供用の方法		・該当なし
	対応方針	主要な眺望点からの景観に著しい影響を及ぼさないための措置等		・該当なし

(第四面)

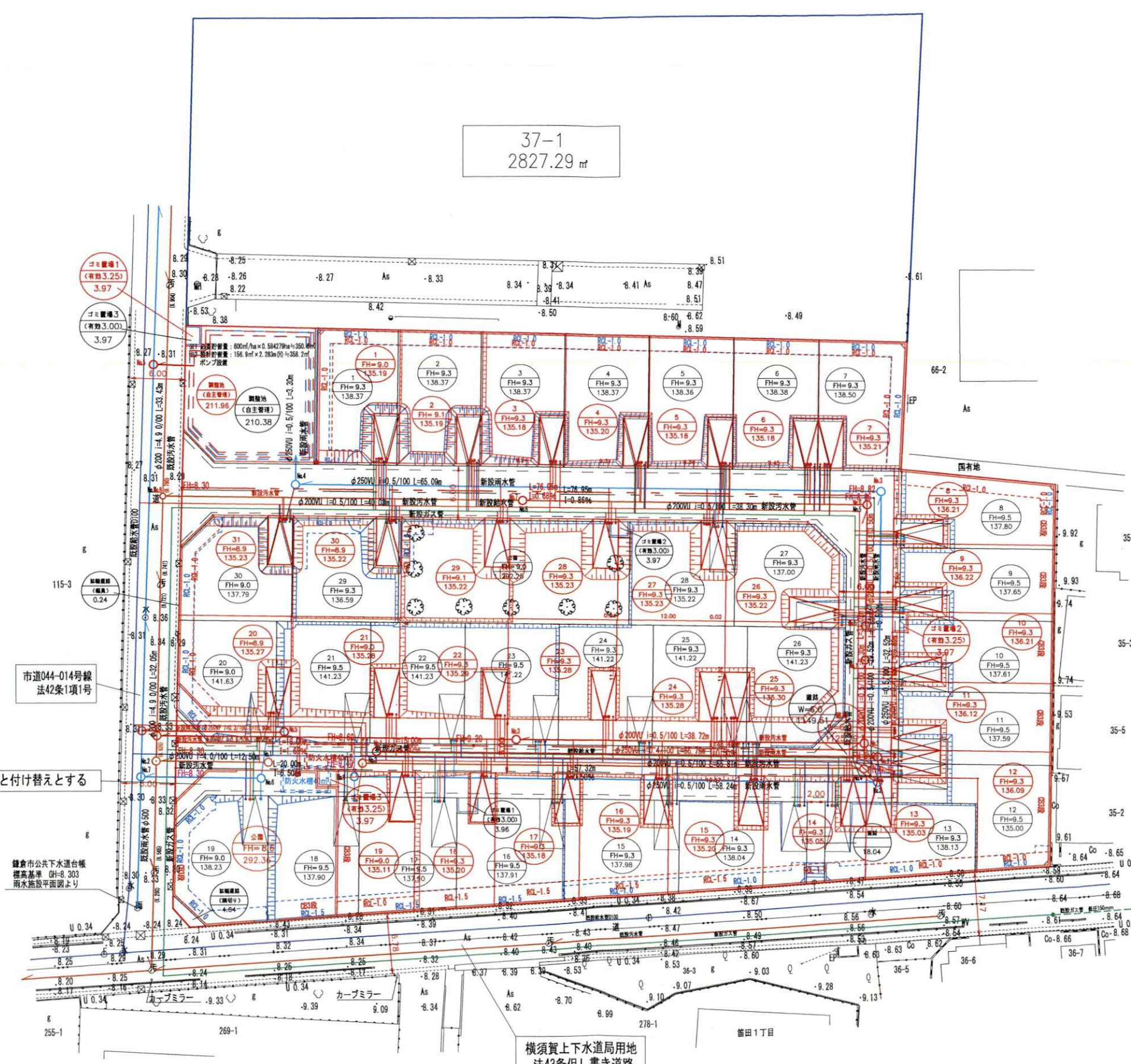
環境に係る調査報告	植物	対応方針	植物の生育に著しい影響を及ぼさないための措置等	・事業区域内に基準の緑化率以上の緑化をして、新たな緑の創造を図ります。
	生態系	調査項目	・植物に係る生態系を構成する植物、動物その他の要素の状況 ・食物連鎖	・貴重種または重要種の動植物は確認されていません。
		対応方針	植物に係る生態系を適切に維持するための措置等	・事業区域内に基準の緑化率以上の緑化をし、新たな緑の創造を図ります。 292.36 ・提供公園 (292.25㎡) を整備することにより環境の向上を図ります。
	文化財	調査項目	・文化財の分布の状況 ・文化財の保存の状況	・周知の埋蔵文化財包蔵地の区域外である。
		対応方針	文化財に著しい影響を及ぼさないための措置等	・事前調査は行わないが、文化財が確認された場合は、適切な措置を取る。
	景観に係る調査報告	調査項目	・眺望点の位置及び利用の状況 ・景観を構成する要素の状況 ・主要な眺望点からの眺望の範囲 ・主要な景観資源の位置、数、特徴、保存及び活用状況 ・事業の実施に伴い設置される建築物及び工作物の位置、規模、形態、色彩及び供用の方法	・該当なし
		対応方針	主要な眺望点からの景観に著しい影響を及ぼさないための措置等	・該当なし



凡 例

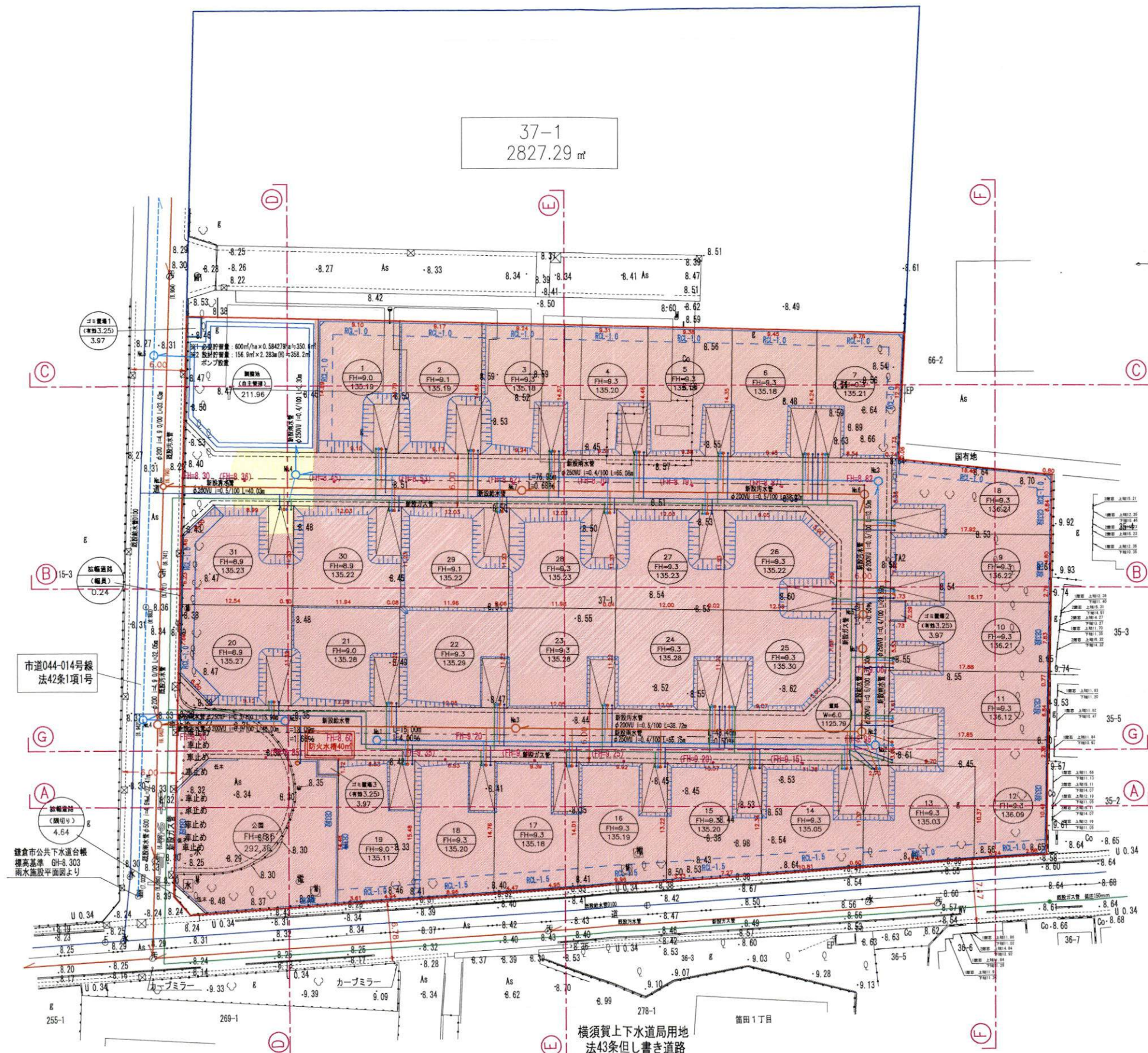
記 号	種 類	備 考
	新設汚水管 VUφ200	
	新設汚水1号人孔	7箇所
	新設汚水公共樹φ200	
	新設取付管φ150VU	30箇所
	新設雨水管 VUφ250	
	新設雨水1号人孔	5箇所
	新設雨水樹φ200	
	新設取付管φ150VU	30箇所
	L型側溝	
	L型集水樹、取付管	
	給水管 D75	
	給水取付管 φ20	
	既設給水管 D100	
	ガス管	
	ガス取付管	
	既設ガス管 低圧150	
	法 面	30度以下
	R C 擁壁	
	開発区域	
	残地	
	上段・区画番号 中段・計画地盤高さ 下段・区画面積	

土地利用の区分表			
区分	面積(m²)	区画数	比率(%)
公園	292.36	1	5.00
道路	1,125.79	1	19.27
調整池	211.96	1	3.63
宅 地	4,196.19	31	71.82
ゴミ置場	11.91	3	0.20
拡幅道路	4.88	2	0.08
合 計	5,843.09	39	100.00



土地利用の区分表			
区分	面積(m²)	区画数	比率(%)
公園	292.36	1	5.00
道路	1,125.79	1	19.27
調整池	211.96	1	3.63
宅地	4,196.19	31	71.82
ゴミ置場	11.91	3	0.20
拡幅道路	4.88	2	0.08
合計	5,843.09	39	100.00

土地利用の区分表			
区分	面積(m²)	区画数	比率(%)
公園	292.25	1	5.00
通路	18.04	1	0.31
調整池	210.38	1	3.60
宅地	4156.04	30	71.13
道路	1149.51	1	19.67
ゴミ置場	11.90	3	0.21
拡幅道路	4.88	2	0.08
合計	5843.00	39	100.00



37-1
2827.29 m²



凡 例

	切 土
	盛 土
	RC擁壁

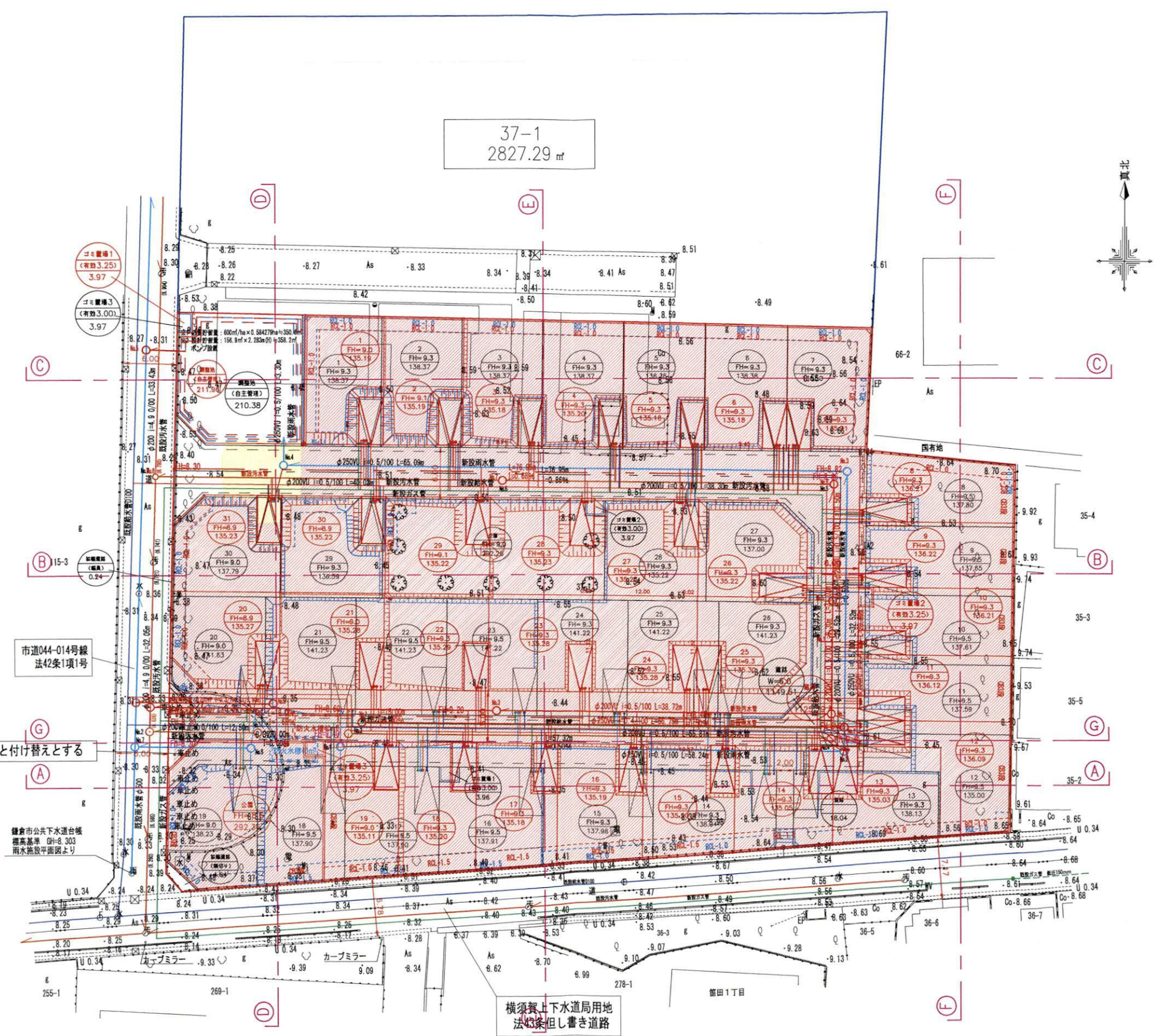
切土31.90m³
盛土2919.85m³

土地利用の区分表			
区分	面積(m ²)	区画数	比率(%)
公園	292.36	1	5.00
道路	1,125.79	1	19.27
調整池	211.96	1	3.63
宅 地	4,196.19	31	71.82
ゴミ置場	11.91	3	0.20
拡幅道路	4.88	2	0.08
合 計	5,843.09	39	100.00

工業 200/60 調整池等 要 最低敷地面積135m²
第3種高度地区 防火指定 なし

変更後

縮 尺 1/500	設計名称 鎌倉市梶原37-5及び37-6
設計年月日 R7.3.18	図面名称 造成計画平面図
	N o .



37-1
2827.29 m²

既存道路の一部を廃止し新設道路と付け替える

鎌倉市公共下水道台帳
標高基準 GH=8.303
雨水施設平面図より

横須賀上下水道局用地
法43条但し書き道路

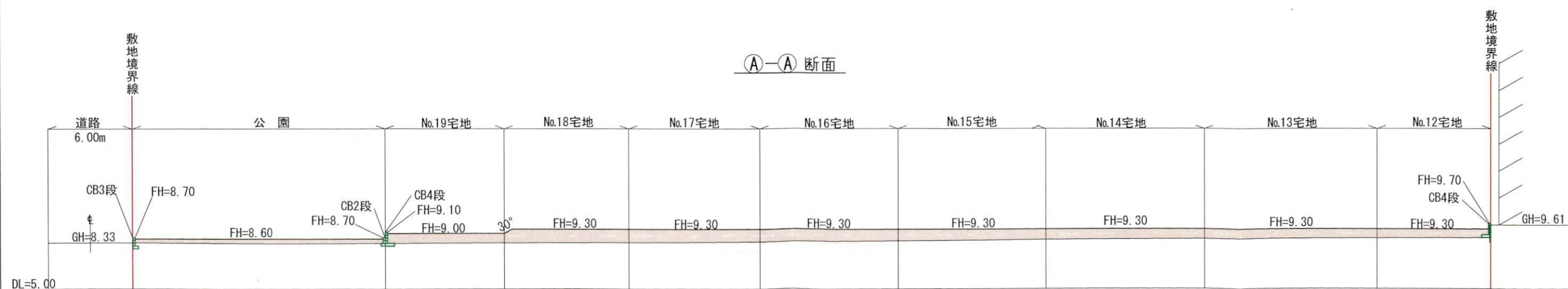
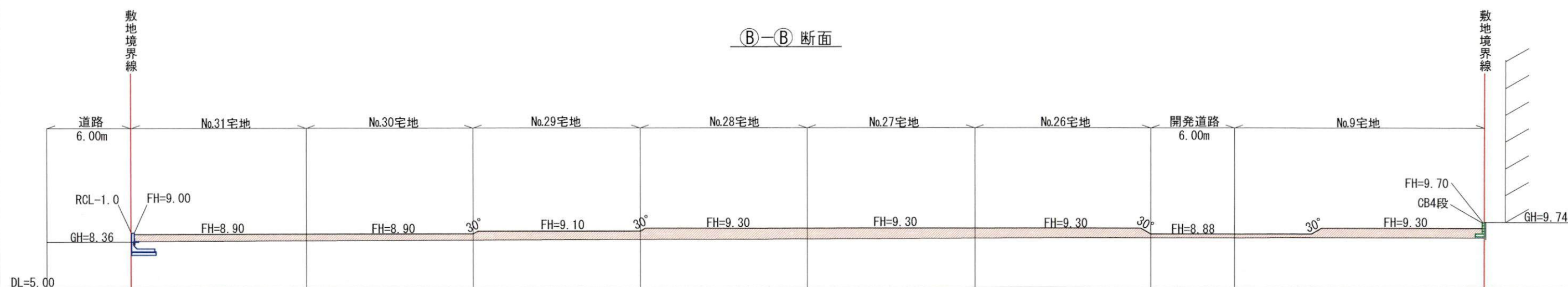
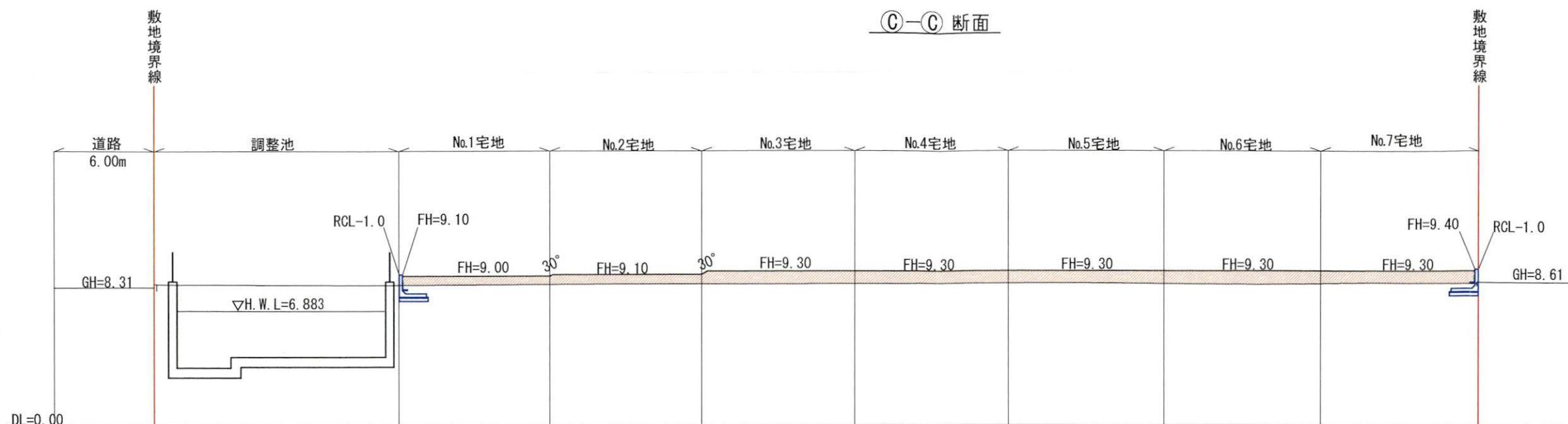
凡 例

	切 土
	盛 土
	RC擁壁

切土31.90m³
盛土3524.45m³

切土31.90m³
盛土2919.85m³

凡 例	
	現況線
	計画線
	切 土
	盛 土
	RC擁壁
	ブロック積



変更後

縮 尺 1/300
設計年月日 R7.3.18

設計名称
図面名称

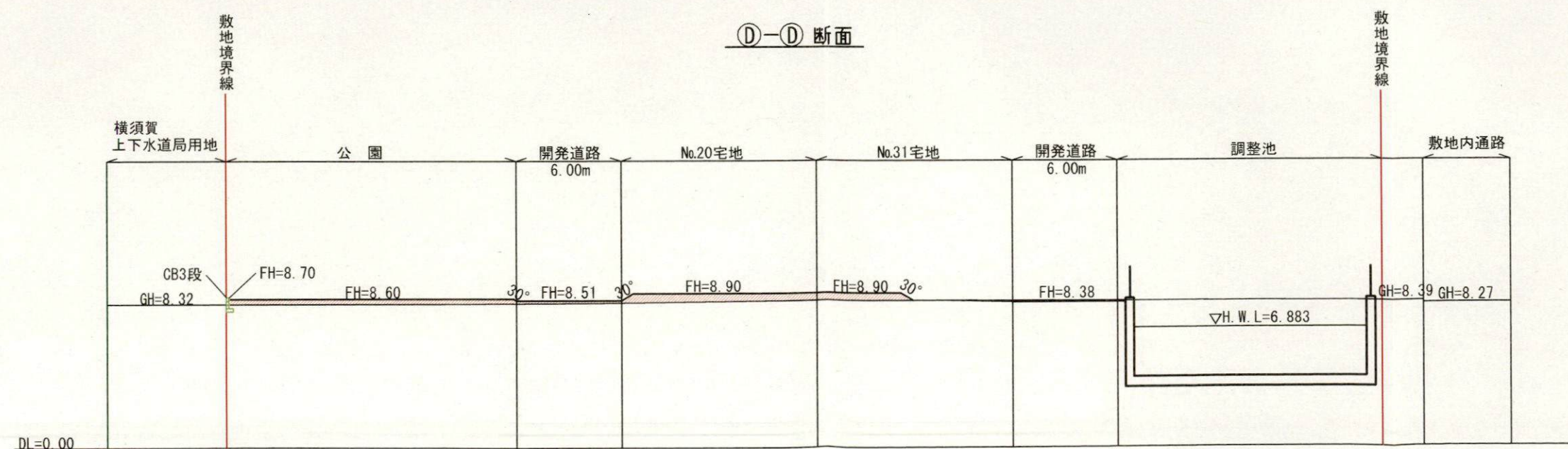
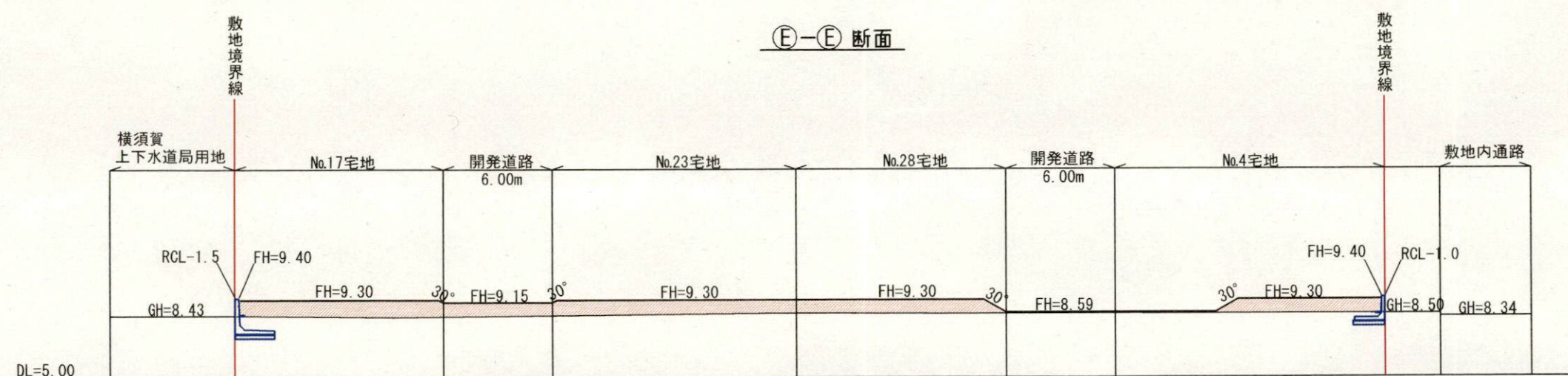
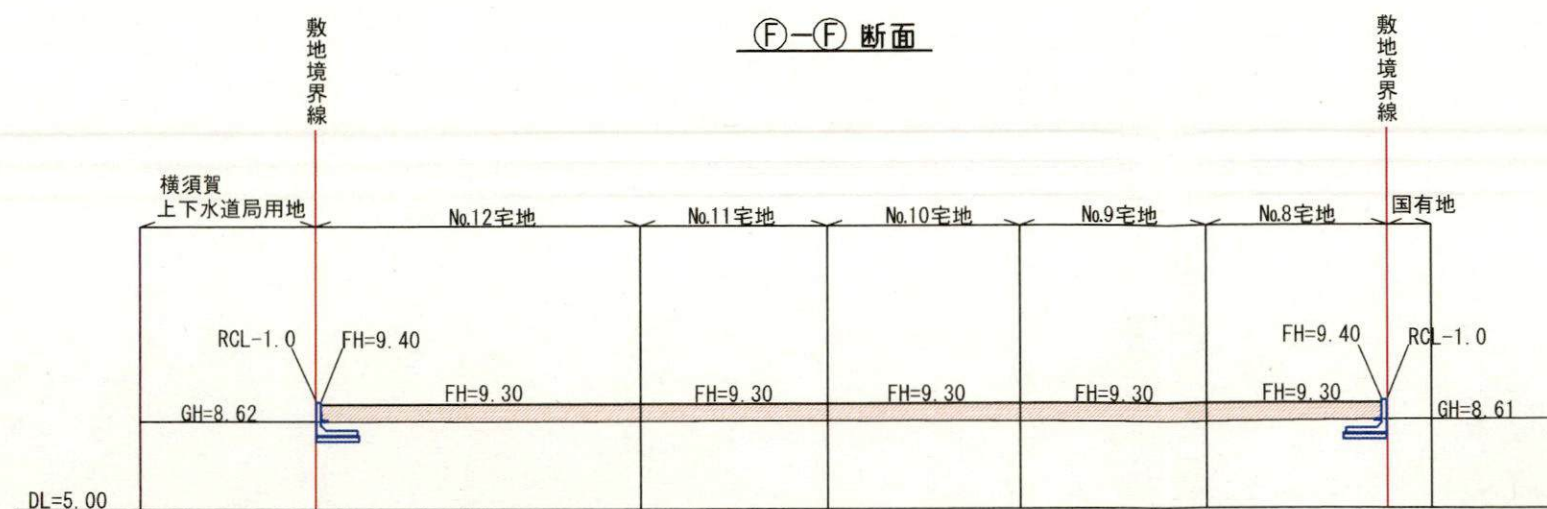
鎌倉市梶原37-5及び37-6

造成計画断面図

No.1/3

[illegible]

凡 例	
	現況線
	計画線
	切 土
	盛 土
	RC擁壁
	ブロック積



変更後

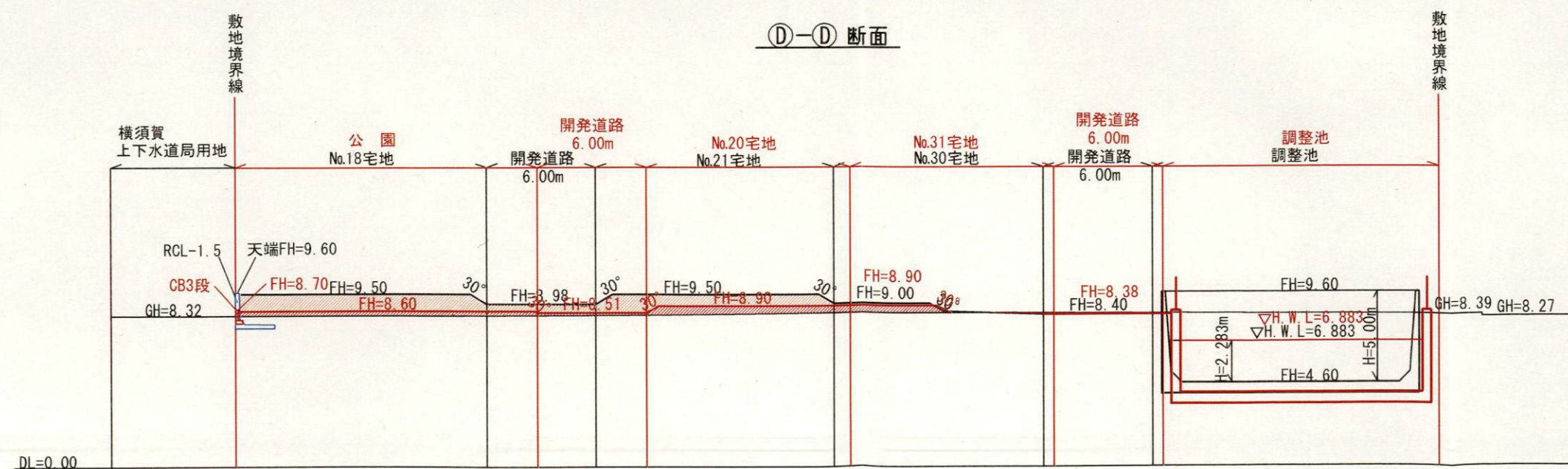
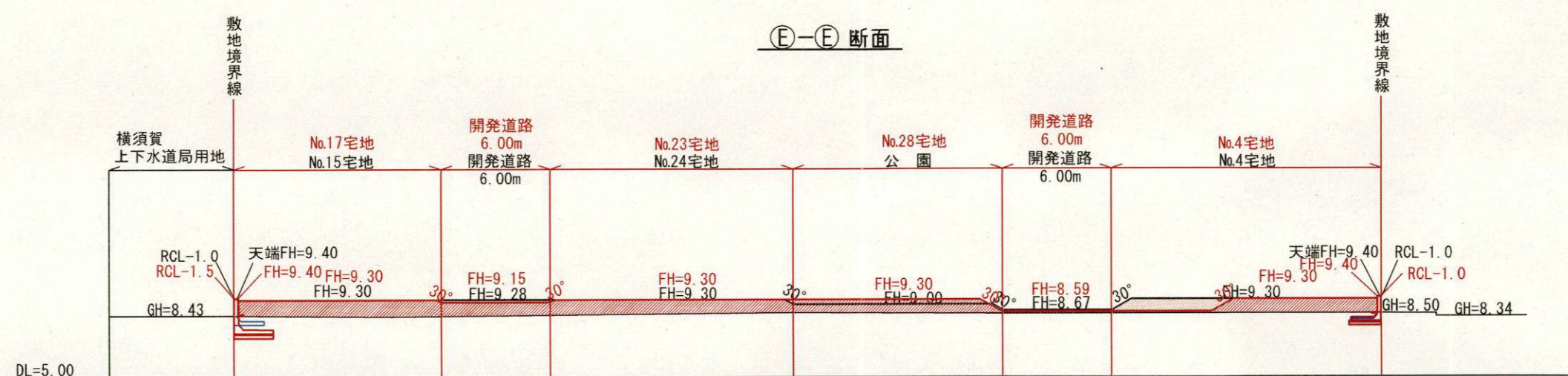
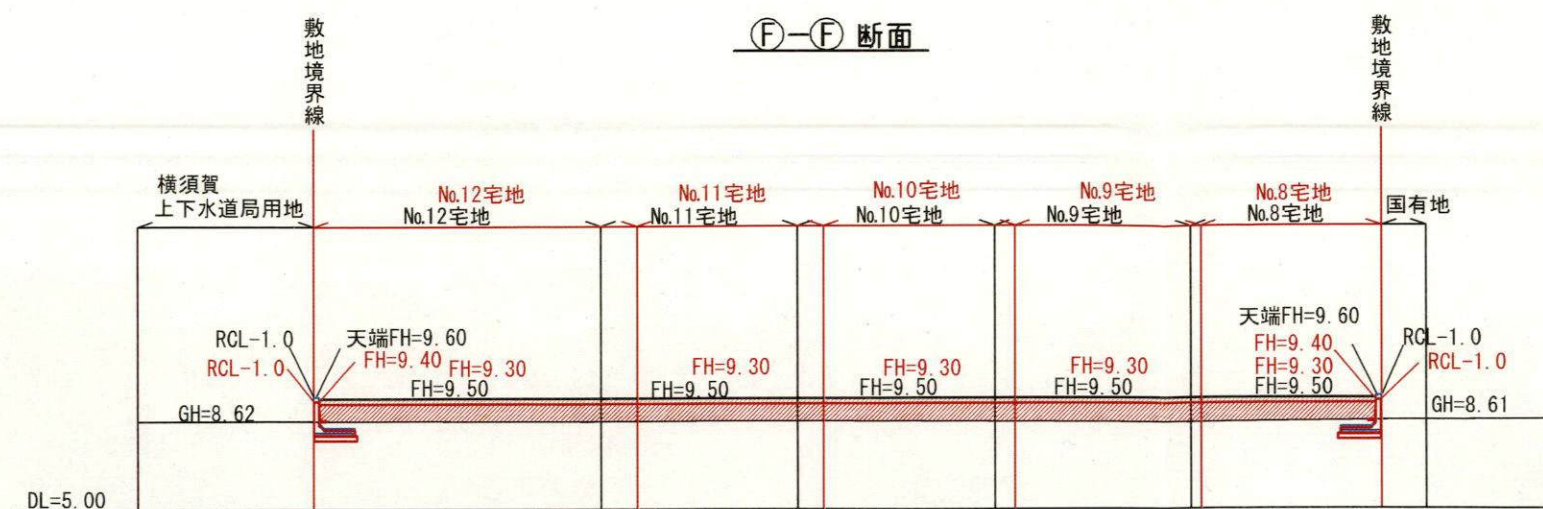
縮 尺
1/300
設計年月日
R7.3.18

設計名称
図面名称

鎌倉市梶原37-5及び37-6
造成計画断面図

No.2/3

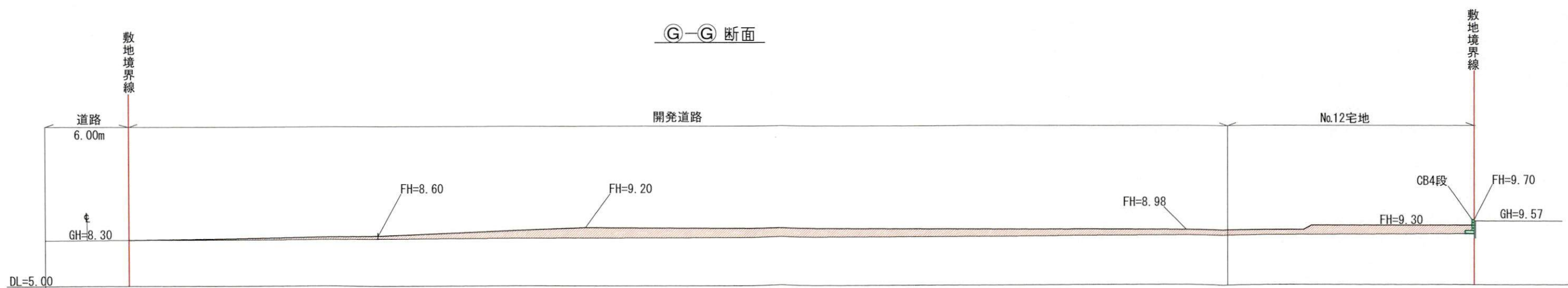
凡 例	
	現況線
	計画線
	切 土
	盛 土
	RC擁壁



縮 尺 1/300	設計名称 鎌倉市梶原37-5及び37-6	No. 2/3
設計年月日 R6.8.2	図面名称 造成計画断面図（新旧対象）	

凡 例	
	現況線
	計画線
	切 土
	盛 土
	RC擁壁
	ブロック積

①-① 断面



変更後

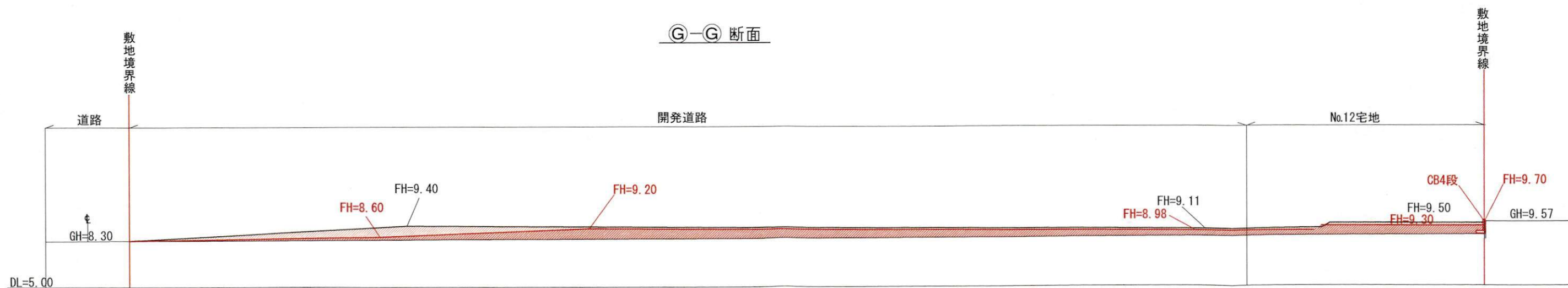
縮 尺
1/300
設計年月日
R7.3.18

設計名称
鎌倉市梶原37-5及び37-6
図面名称
造成計画断面図

No.3/3

凡 例	
	現況線
	計画線
	切 土
	盛 土
	RC擁壁

㊦-㊦ 断面



縮 尺 1/300	設計名称	鎌倉市梶原37-5及び37-6	No.3/3
	図面名称	造成計画断面図（新旧対象）	